

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）事業者聞き取り調査 主な意見

○賃金等について

（賃金が昨年比で上がった事業者）

- ・ 作業員に辞められる可能性があることから、作業員を自社へとどめておくため。
- ・ 作業員の定期昇給のため。
- ・ 作業員の雇用を守るため。
- ・ 大規模な仕事を行い、その請負代金を作業員へ反映させたため。

（賃金が昨年比と同じ事業者）

- ・ 受注金額が少ないため賃金を上げることができない一方で、今の作業員を守るため賃金を下げることができない。

○設計労務単価との比較について

（設計労務単価に準じ賃金を支給する考えのある事業者）

- ・ 公共工事設計労務単価の賃金額ではなく、賃金上昇率を合わせるよう努めている。
- ・ 警備料金の値上げが必要と考える。

（設計労務単価に準じ賃金を支給する考えのない事業者）

- ・ 仕事が沢山あり利益があれば反映したいが、そうでないので困難と考える。
- ・ 単価上昇分を発注者からもらえない状況である。民間工事でもらおうとすると、発注者が他社へ仕事を頼むこととなる。

○労働力について

- ・労働力が不足しており，ハローワーク，情報誌，新聞広告等へ掲載するが，問合せがない。
- ・入社しても長続きせず，すぐ辞める。
- ・不足分は下請業者に入ってもらい，他の現場へ行っている自社の作業員へ応援に入ってもらい対応している。
- ・応募者がいないのは，3 K，4 Kの外仕事がほとんどのためと考えられる。

○コロナ禍について

- ・作業員の家族が感染して作業員が濃厚接触者となったり，作業員の感染により作業員が休むことはあったが，作業員が一斉に感染し現場を閉鎖することはなかった。
- ・コロナの影響として，原材料の高騰がある。
- ・ハウスメーカーによる新築工事がコロナ禍前と比較し減っている。

○下請について

- ・下請が作業員単価を上げて下請金額へ反映すると，元請から仕事が来なくなり，下請は会社として持たなくなる。
- ・100%下請けで仕事をしているため，元請がどれくらい仕事をとれるかにかかっている部分もある。

○週休2日について

- ・日給月給制の作業員は1日働いていくらかなので，賃金を多く得たい作業員にとっては週休2日のうち1日分の補填がないと元気よく働いてもらえない。

○その他

- ・ 公共工事と民間工事の比率は業者によってまちまちである。(公共：民間
= 2～9 : 8～1)
- ・ 仕事がなくなっても生活していかないとならないので，民間工事について
知り合いの建築業者に頼んで仕事の一部を回してもらっている。